

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大阪府（知事部局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.9 % ※1
全職員	76.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.6 %
本庁課長相当職	103.1 %
本庁課長補佐相当職	103.2 %
本庁係長相当職	98.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.5 % ※2
31～35年	95.7 %
26～30年	97.2 %
21～25年	98.6 %
16～20年	91.4 % ※3
11～15年	89.6 % ※3
6～10年	87.9 % ※3
1～5年	98.7 %

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

※1 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」70.9%の内訳

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.9 %
会計年度任用職員	82.7 %
会計年度任用職員以外（以下「再任用職員等」という） 【再任用職員・任期付職員・臨時的任用職員】	95.5 %

平均年間給与は男女ともに再任用職員等の方が高く、会計年度任用職員の約2倍である。
また、男性の会計年度任用職員の人数は、再任用職員等の約2.5倍であるのに対して、

女性は約 11 倍である為、女性の方が男性よりも平均年間給与の低い会計年度任用職員の影響を大きく受ける。よって全体の男女の給与差異は、職員区分別と比べて広がっている。

※2

「勤続年数 36 年以上」の職員のうち、本庁課長補佐相当職以上の職に就いている女性職員は 1 割未満、男性職員は 4 割以上占めることから、職階に伴う給与水準の差が影響している。

※3

「16～20 年」「11～15 年」「6～10 年」は、育児部分休業等を取得している職員のうち、女性職員の割合が多いため、当該勤続年数においては差異が生じている。